

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第17号

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、小田原市の議会の議員（以下「議員」という。）が、小田原市議会の会議を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和63年小田原市条例第1号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 小田原市議会の定例会及び臨時会の会議並びに小田原市議会委員会条例（昭和39年小田原市条例第66号）に基づき設置された委員会の会議をいう。
- (2) 公務上の災害等 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小田原市条例第37号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。
- (3) 議員活動休止期間 自己都合、疾病その他の事由（公務上の災害等その他議長が認める事由を除く。）により、市議会の会議を欠席した日（以下「議員活動休止期間の開始日」という。）から同日後において市議会の会議に最初に参加した日の前日又は議員の職を離れた日のいずれかの日までの期間をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員の議員活動休止期間が90日を超えた場合は、その者が受けるべき議員報酬の月額をその超えている月の現日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における議員活動休止期間の日数（議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。）を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する議員報酬から減額する。

- (1) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超えない期間 100分の20
- (2) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間 100分の50

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。

3 任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散（以下「任期満了等」という。）又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者又はそれぞれの基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者（当該基準日において在職していた者を除く。）であって、それぞれの基準日前6月の間（以下この条にお

いて「期末手当減額対象期間」という。)において議員活動休止期間があったものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における議員活動休止期間の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。

(1) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超えない期間 100分の20

(2) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間 100分の50

(議員活動休止期間中における公務上の災害等による欠席)

第5条 議員が議員活動休止期間中に公務上の災害等その他議長が認める事由により市議会の会議を欠席したときは、前2条の規定の適用については、当該欠席した市議会の会議に出席したものとみなす。

(任期満了等に伴う措置)

第6条 議員が任期満了等の日後に議員となったときの当該任期満了等の日後の任期における第3条及び第4条の規定の適用については、当該任期満了等の日以前の任期におけるその者の議員活動休止期間は、なかったものとみなす。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に行われる市議会の会議を欠席した議員の議員報酬及び期末手当について適用する。